商品概要

正式名称		団体信用就業不能保障保険・ リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険
引受保険会社		団体信用就業不能保障保険：富国生命保険相互会社 リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険：複数の生命保険会社による共同引受 （事務幹事会社：富国生命保険相互会社）
保険契約者		全国保証株式会社
加入条件	加入時年齢	申込時および融資実行時の年齢が満 18 歳以上満 50 歳未満
	完済時年齢	満 80 歳未満 ただし、融資実行時の年齢が満 40 歳未満の方は満 85 歳未満
	加入限度額	2 億円（保障累計額）
告知書の有効期間		申込日（告知日）から 1 年以内

ご加入に際して特にご注意いただきたい事項

- 告知日現在、病気やけがにより休職中、休業中の方は団体信用就業不能保障保険にはご加入できません。（団体信用生命保険契約は査定によりご加入の可能性はあります。）
- 被保険者となられる方には健康状態などについて告知していただく義務があります。ご加入にあたっては過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がいなど、事務幹事会社である富国生命保険相互会社が「申込書兼告知書」でおたずねする事項について、被保険者となられる方ご本人が、事実をありのままに正確に告知してください。故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知した場合には保障開始日から 2 年以内であれば告知義務違反として契約が解除される場合があります。
- 被保険者となられる方の現在または過去の健康状態などによっては、ご加入をお断りすることがあります。
- 借換融資の場合は以下の事項にご留意ください。
  - ・借換前の保障は終了し、あらためて保険契約にご加入いただくので、借換前の契約からの継続的な保障はいたしません。
  - ・新規融資にともなうご加入と同様に告知義務があります。
  - ・告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たな加入のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために解除となり、保険金や給付金のお支払いができない場合があります。

団体信用生命保険契約に関する連絡先

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、**まずは金融機関などにお問合わせください。**ご加入に際しての「告知方法」に関してご不明な点がある場合は、以下の団体信用生命保険専用電話番号へご連絡ください。

団体信用生命保険専用電話番号

富国生命保険相互会社
団体信用グループ

0476-47-5378

平日 9：00～17：00（12/30～1/3 を除く）

※この連絡先は、団体信用生命保険専用窓口です。他の保険商品に関するご照会には対応できませんのでご了承ください。
また、団体信用生命保険への加入申込の結果や保険金支払請求の結果の確認、各種お手続きにつきましては金融機関へお問合わせください。

富国ー団提ー 2026ー 6 (2026.4.28)

住宅ローンをご利用のお客さまへ

トータルサポート団信

正式名称：団体信用就業不能保障保険・リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険

死亡または高度障害になったら（死亡保険金・高度障害保険金）

余命 6 ヵ月以内と判断されたら※（リビング・ニーズ特約保険金）

※余命の判断は、医師の診断にもとづき生命保険会社が行います。

所定の就業不能状態が 1 年を超えて継続したら（長期就業不能保険金）

住宅ローン残高が **0円!**

＋

- **働くことができなくなるリスクを幅広く保障**
- **長期の入院や在宅療養も保障**
- **ケガや病気などの原因を問わず保障**

※精神障害、薬物依存、妊娠・出産など、お支払いの対象とならない場合があります。

所定の就業不能状態が 3 ヵ月を超えて継続し以降就業不能状態が継続したら（就業不能給付金）

就業不能状態が継続する期間のローン返済額が **0円!**

詳しくはこちらの二次元コードから専用サイトへジャンプ!!

この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「ご契約内容（契約概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」、「申込書兼告知書のご記入にあたってご確認いただきたい事項」、「ご留意いただきたい事項」「個人情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

（お問い合わせ先金融機関）

全国保証株式会社
for your dream and happiness

トータルサポート団信のポイント

団体信用生命保険ってなに？

家を購入する時に、住宅ローンを組もうとすると、「団体信用生命保険」という保険に出会います

マイホームの購入は、人生でもっとも大きな買い物のひとつです。その際に利用する住宅ローンの返済は、何十年も続きます。返済途中でもしものことが起きたら、残りの住宅ローンはどうすれば良いのでしょうか？返済ができない場合、マイホームはどうなってしまうのでしょうか？

これを解決してくれるのが、団体信用生命保険です

大切なマイホームを守ってくれるのが団体信用生命保険、通称「団信」です。団体信用生命保険は、住宅ローンを利用されている方が、返済途中でお亡くなりになったり、高度障害状態等になった場合に、ご本人に代わって生命保険会社が住宅ローンの残高を支払ってくれる、というものです。

団体信用生命保険

商品の特徴

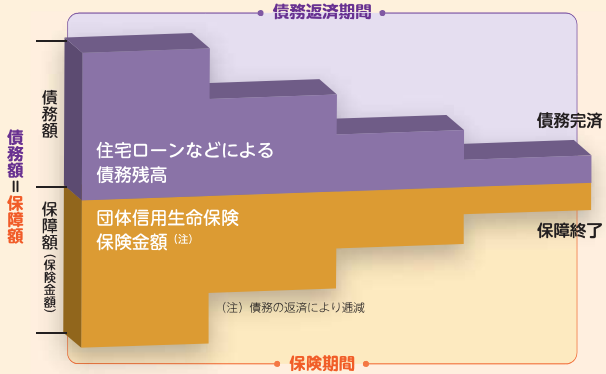

保険金額は
債務残高に応じて
定まります

団体信用生命保険とは、住宅ローンなどを借り入れられた方について、その債務の返済期間中に支払事由に該当された場合に、保険金をもって債務の弁済（債権の回収）を行うため、金融機関などの債権者または金融機関などから融資を受けられた方の債務を保証する保証会社を契約者として運営する団体保険商品です。また、保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて逓減します。

保障内容

◎死亡保険金
被保険者が死亡した場合に、住宅ローン残高が支払われます。

◎リビング・ニーズ特約保険金
余命６ヵ月以内と判断される場合に住宅ローン残高が支払われます。

◎高度障害保険金
被保険者が保障開始日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態に該当した場合に、住宅ローン残高が支払われます。

もし、ケガや病気で働けなくなったら…
長期の入院や在宅療養も保障
所定の就業不能状態が一定期間継続した場合、給付金や保険金でローン返済をサポート

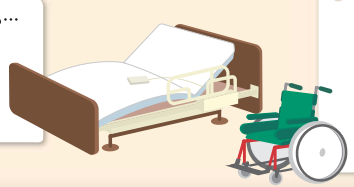

ケガや病気などの原因を問わず、働くことができなくなるリスクの備えができます
※精神障害、薬物依存、妊娠・出産など、お支払いの対象とならない場合があります。

団体信用就業不能保障保険

商品の特徴

イメージ図

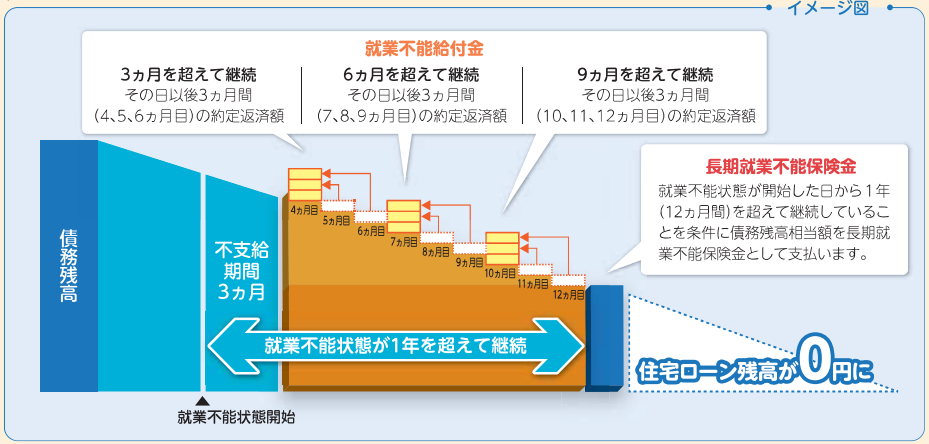

保障内容

◎就業不能給付金
被保険者が保障開始日以後の傷害または疾病を直接の原因として、所定の就業不能状態に該当し、その就業不能状態が該当した日から起算して３ヵ月、６ヵ月、９ヵ月を超えて継続した場合、超えるごとにその後３ヵ月間の約定返済相当額（ボーナス時返済がある場合、その返済額を含む。）が支払われます。

◎長期就業不能保険金
被保険者が保障開始日以後の傷害または疾病を直接の原因として、所定の就業不能状態に該当し、その就業不能状態が該当した日から起算して 12 ヵ月を超えて継続した場合に、住宅ローン残高が支払われます。

所定の就業不能状態について

「所定の就業不能状態」とは、以下の「入院」または「在宅療養」をしている状態をいいます。

入　院　「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること
※上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
①医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設
上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

在宅療養　以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること
①身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
②身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの
上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等（病院および診療所以外の場所をいいます。）で治療、養生に専念することをいいます。